HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	日本中央アジア学会会則
Citation	日本中央アジア学会報, 19, 100-101
Issue Date	2023-07-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/94159
Type	other
File Information	JB19_021statutes.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

日本中央アジア学会会則

第1条（名称） 本会は日本中央アジア学会（JACAS: The Japan Association for Central Asian Studies）と称する。

第2条（目的） 本会は、中央アジアを対象とする諸分野の研究を推進し、普及するとともに、研究上の連携を図ることを目的とする。ここで言う中央アジアとは、旧ソ連領中央アジア諸国と中国新疆ウイグル自治区を中心とし、その周辺地域を含むものとする。

第3条（事業） 本会は前記の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 研究および研究発表のための会合の開催
2. 会誌の発行
3. ウェブサイトの公開・運用
4. その他の必要な事業

第4条（会員） 本会の会員については以下の通りとする。

1. 中央アジア研究に関心をもつ個人で、本会の主旨に賛同する者。
2. 入会に際しては、原則として会員1名の推薦を必要とする。
3. 会員は、所定の会費を納入しなければならない。

第5条（役員） 本会は、会員の中から以下の役員をおく。役員の任期は4年とする。ただし、再任を妨げない。

1. 会長　1名
2. 理事　10名程度
3. 監事　2名

理事10名は会員の投票によって選出される。会長は投票によって選ばれた理事の中から互選される。また、理事会は本会の運営の必要に応じて、会員の投票によらない理事を若干名指名することができる。監事は理事会が指名する。いずれの役員も総会で承認を受けるものとする。

第6条（事務局） 本会の会務遂行のため、会長は若干名の担当者を選任して事務局を構成する。

第7条（総会） 原則として年1回、総会を開催する。

第8条（編集委員会） 会誌の編集・発行のため、本会に編集委員会を置く。編集委員会は、編集委員若干名により構成される。編集委員のうち1名を編集委員長とする。編集委員の任期は本会役員と同一とする。また、編集委員長は編集幹事を選任することができる。

第9条（会則変更） 本会則の改正は、総会において承認を経なければならない。

付則 1 (1) 本会則は2004年4月1日から施行する。

(2) 会費は当面、年間3,000円(学生1,000円)とする。

付則 2 (2010年 3月29日改正)

(1) 第 8 条(編集委員会)の規定については、2010年 4月 1日から施行する (2019年 3月23日一部改正)。

付則 3 (2019年 3月 23日改正)

(1) 第 5 条(役員)の規定のうち役員選出方法については、2020年 4月 1日に就任する役員の選出から施行する。

※ 2010年 3月 29日改正
2012年 3月 31日一部改正
2019年 3月 23日改正